

JPUC 監修番号を発行

2015年1月8日「標準約款部会」は、「監修制度」に則り、監修を実施し、以下の2会員に対して、監修番号を発行しました。両会員とも、JPUCモデル約款の形式用件(表面の契約書の内容)を充足し、約款についても内容が、ほぼモデル約款どおり(モデル約款をベース)であり、考え方・趣旨ともに合致していることから、監修番号発行に至ったものです。

2会員につきましては、JPUCホームページにJPUC「監修番号発行事業者」として掲載します。JPUCでは、現在、会員の皆様に、JPUCモデル約款採用を強く推奨し、「全会員監修番号取得」に向けて取組んでいます。皆様におかれましても、積極的に自社の売買契約書を見直し、JPUCモデル約款を採用し、「監修番号」を取得しましょう。

※ 監修番号発行会員と監修番号

会員事業者名	監修番号
株式会社 JCM	第15KH0001
株式会社 カーセブンディベロップメント	第15KH0002
株式会社 カーセブンディベロップメント	第15KH0003

上記 2 会員の他にも14会員が、監修番号を取得に向けて自社の約款を修正中です。

JPUCモデル約款採用と監修制度の流れ

- ① 会員： 現在使用している「売買約款契約書」の見直し実施
(JPUC作成の「モデル約款」「最終版 モデル約款解説集」をもとに見直し)
↓
- ② 会員： 見直し・修正した売買約款契約書(表面・裏面)をJPUC事務局宛提出(メール)
↓
- ③ JPUC： 提出された売買約款契約書のチェック
↓
- ④ JPUC： ①JPUCモデル約款どおりのも・JPUCモデル約款の主旨と合致するものと認められた場合、JPUC「監修番号」を発行(証書を発行)。②文章や文言の解釈において判断が困難な場合は、第三者機関(JPUC顧問弁護士)に監修を依頼
< 監修番号を付与した会員名については、JPUCのホームページへの掲載、国民生活センターに公表する。また、監修番号について、会員企業のホームページへの掲載・契約書・名刺等への印刷を認める。 >
監修番号発行にあたっては、以下の監修料を徴収
監修料:A: - 万円 B: - 万円 ※検討中
A: JPUCモデル約款をそのまま使用する場合や考え方・内容が一目瞭然でモデル約款と合致している場合。
B: A以外で文章や文言の解釈において、判断が困難と判断された場合、第三者機関(JPUC顧問弁護士)に監修を有料で依頼。

*** 上記の他にも、現在、監修番号の入った「JPUC汎用売買契約書」の販売も検討しています。**